

国家戦略特区WG 集中ヒアリング

有料道路運営の民間への開放
(コンセッション方式の導入)

平成25年5月28日(火)

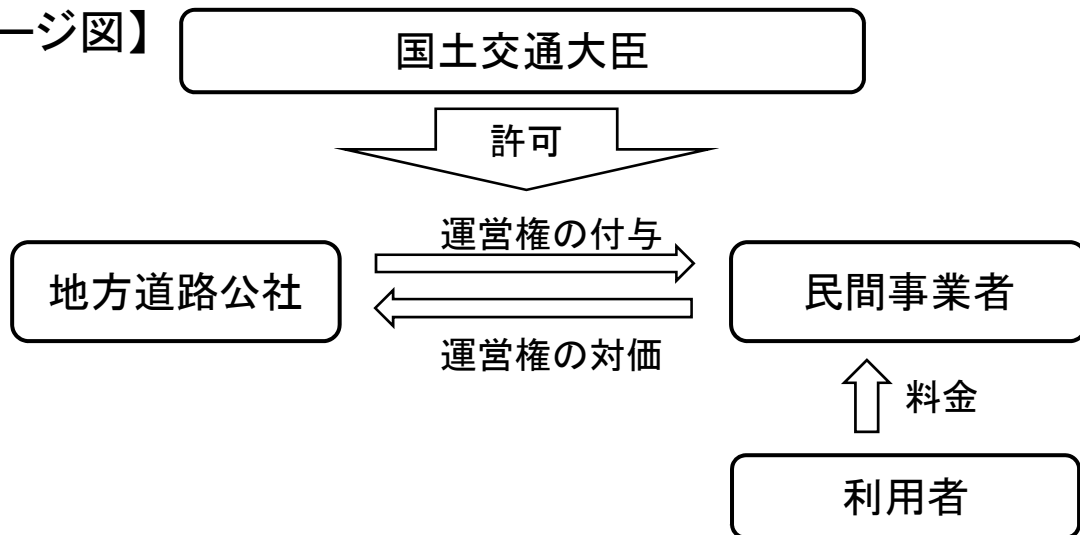
国土交通省道路局

愛知県からの特区提案と対応状況

1. 愛知県からの提案

有料道路の分野においても民間の経営ノウハウを積極的に活用するため、民間企業が事業主体として参入できる**特別の措置を求める**。
(平成24年4月)

【イメージ図】



2. 政府の対応方針

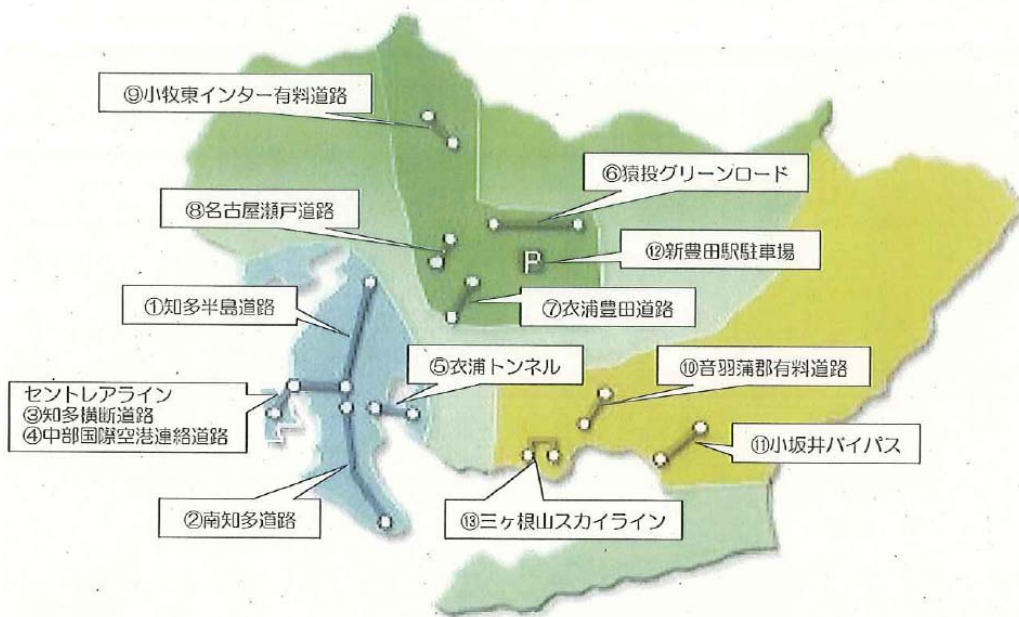
愛知県からの具体的な事業スキーム等の提案を踏まえ、同県と速やかに協議し、平成25年5月を目途に結論を得る。
(平成24年8月21日 構造改革特区推進本部決定)

3. 愛知県における対応

- H24.12 愛知県において設置した有識者検討会(※)の報告書とりまとめ
(※)国土交通省道路局もオブザーバーとして参加
- H25.5.28 **事業スキーム等を提案**
(愛知県 → 国土交通省)

愛知県道路公社の概要

- (1) 設立年月日 : 昭和47年5月16日
- (2) 基本財産 : 出資金 735.8億
 (内訳) 愛知県 735.3億(99.9%)
 豊田市 0.5億(0.1%)
- (3) 職員数(役員除く。) : 105人(平成24年4月現在)
- (4) 運営中路線の概要



コンセッション方式
 対象予定路線

路線名	延長(km)	料金徴収期間
① 知多半島道路	20.8	S45.07.15 - H40.02.01
② 南知多道路	19.6	S45.03.01 - H40.02.01
③ 知多横断道路	8.5	S56.04.01 - H40.02.01
④ 中部国際空港連絡道路	2.1	H17.01.30 - H47.01.29
⑤ 衣浦トンネル	1.7	S48.08.01 - H41.11.29
⑥ 猿投グリーンロード	13.1	S47.04.01 - H41.06.22
⑦ 衣浦豊田道路	4.3	H16.03.06 - H46.03.05
⑧ 名古屋瀬戸道路	2.3	H16.11.27 - H56.11.26
⑨ 小牧東インター有料道路	1.6	S61.03.27 - H28.03.26
⑩ 音羽蒲郡有料道路	3.0	S61.11.21 - H28.11.20
⑪ 小坂井バイパス	0.9	S61.03.06 - H28.03.05
⑫ 新豊田駅前駐車場	-	S58.04.01 - H25.03.31
⑬ 三ヶ根山スカイライン	5.1	S43.03.01 - 定めなし
全体	83.1	

※供用延長、交通量、料金収入共に第1位(指定都市高速道路を除く。)
 ※平成23年度における料金収入は164億円

現行の道路整備特別措置法の考え方

○建設された道路は無料で一般交通の用に供される「無料公開の原則」。

○一方で、道路の整備を促進するため、借入金により整備し、通行料金を徴収してその返済に充てる有料道路制度を規定するとともに、料金の徴収主体を高速道路会社、地方道路公社等に限定している。

○道路整備特別措置法（昭和三十一年三月十四日法律第七号）（抄）

第三条 会社は、（中略）国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2～10（略）

第十条 地方道路公社は、（中略）国土交通大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2～7（略）

第十八条 道路管理者（都道府県道又は市町村道の道路管理者に限る。以下この条において同じ。）は、（中略）条例で定めるところにより、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2～4（略）

○料金は借入金の償還のために徴収するものであり、利潤は含まれない。

○道路整備特別措置法（昭和三十一年三月十四日法律第七号）（抄）

第二十三条 料金の額は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 会社が第三条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は第四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（中略）にあつては、協定の対象となる高速道路（中略）の貸付料及び会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、料金の徴収期間内に償うものであること。

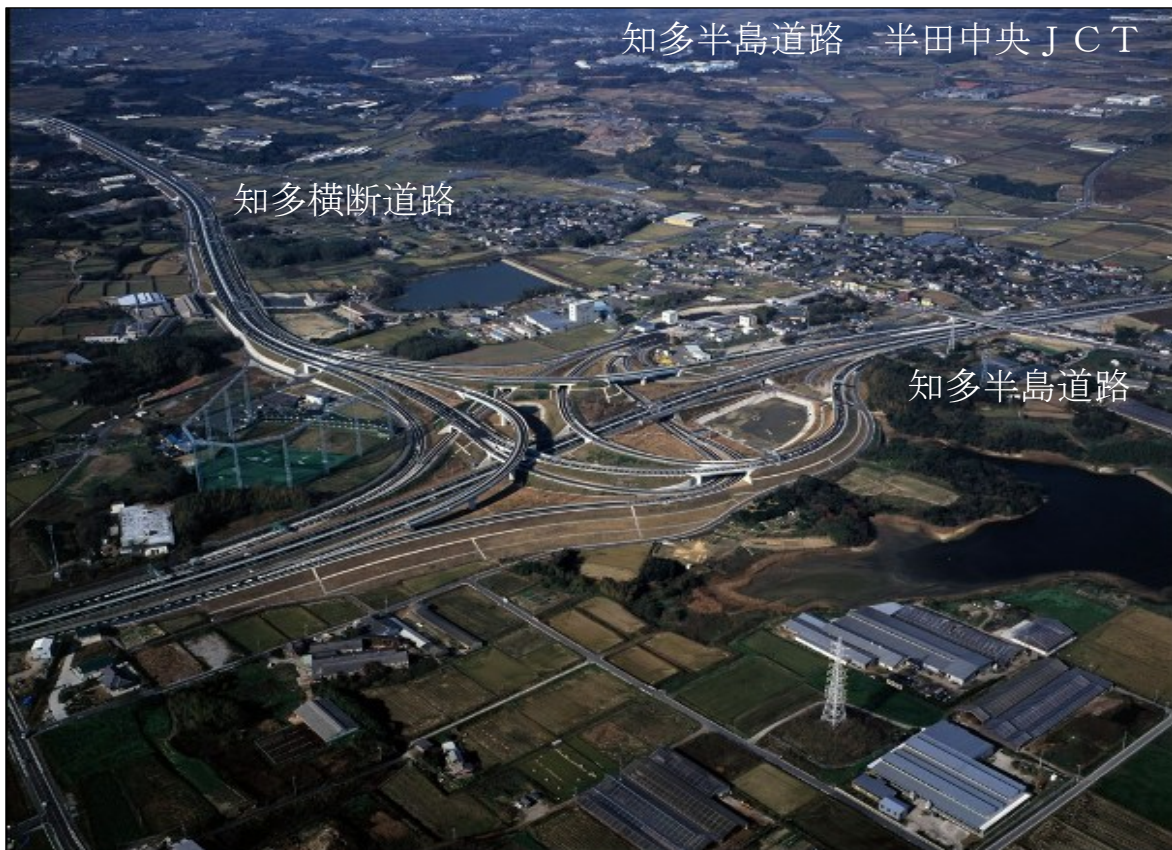
二（略）

三 前二号の道路以外の道路にあつては、当該道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、料金の徴収期間内に償うものであること。

四・五（略）

2～4（略）

民間事業者による有料道路事業の運営の実現 について（提案）



平成25年5月
愛知県

平成25年5月28日

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

愛知県知事 大村 秀章

民間事業者による有料道路事業の運営の実現について（提案）

平成24年2月28日付けで構造改革特区提案した「民間事業者による有料道路事業の運営の実現」について下記のとおり具体的な事業スキーム等を提案するので、道路整備特別措置法に関し必要な規制の特例措置を講じるよう求めます。

記

1. 民間事業者による有料道路事業の運営

民間における新たな事業機会を創出するとともに、民間事業者の創意工夫を活用した低廉で良質な利用者サービス等の提供を図るため、道路整備特別措置法に基づく有料道路事業について、コンセッションを導入し、公社が、民間事業者に対して運営権の一部を付与する。

① 運営権付与の方法

- 運営権の付与は、公社と民間事業者間の契約に基づき対価と引き換えに行う。

② 付与する運営権の内容

- 徴収する料金収入等は民間事業者自らに帰属する。
- 民間事業者自らの費用負担において有料道路の維持・運営（道路管理者権限のうち公権力の行使に該当しないものに限る。）を行う。

③ 運営権対価の価額

- 公社が、あらかじめ、基準となる価額を算定・提示したうえで、民間事業者からの提案に基づき定める。

④ 公社の機能

- 有料道路に係る資産・負債の管理
- 民間事業者が納付する運営権対価による建設費等の償還
- 公権力の行使に該当する道路管理者権限の業務
- 民間事業者の運営に対するモニタリング機能

2. 民間事業者へのインセンティブの付与

民間事業者の創意工夫による利用者サービス向上や集客による増収、効率的管理に向けた取組を促すため、民間事業者による有料道路やP Aの運営等の結果生じる増収や経費節減等の収支差（プラス）について、一定のルールを設けてインセンティブとして民間事業者に付与するとともに、減収や経費増加等により生じる収支差（マイナス）についても一定のルールを設けて民間事業者の損失とする。

《公社運営》

総収入（単価×利用者数/年×期間）等
維持管理費等

《民間事業者運営》

総収入（単価×利用者数/年×期間）等	増収
維持管理費等	節減

3. 道路の利便性向上・維持のための料金徴収継続

《利便性向上のための料金徴収継続》

大規模更新やI C等利便性向上のための施設整備が必要な場合（民間事業者から提案のある場合を含む。）においては、民間における事業機会の拡大や、民間の創意工夫を活用して低廉で良質な利用者サービスの更なる向上を図るため、民間事業者がこれを行うことを認める。

この場合において、施設整備等に要した費用については料金収入で償うこととし、その料金徴収期間については負担の世代間公平の観点から、また、料金の額については現在の料金の額の範囲内でかつ道路の利便性（定時性・高速性）・安全性を損なわないことを条件に、民間事業者の提案も求めながら、弾力的に設定する。

《維持管理費用の安定確保のための料金徴収継続》

定時性や高速性など期待される適正なサービス水準の維持に必要な維持管理費用を受益者負担により安定的に確保するため、料金徴収期間満了後においても、維持管理費用相当額について料金徴収を継続する。

維持管理有料の適用について

<法定要件：道路整備特別措置法第15条>

- ①維持又は修繕に関する工事に特に多額の費用を要する
- ②本来道路管理者が維持又は修繕に関する工事を行うことが著しく困難又は不適當

※料金徴収期間満了の日の6ヶ月前までに国土交通大臣へ申請が必要

<維持管理有料道路事例>

	かんもん 関門トンネル	ふじさん 富士山有料道路	まなづる 真鶴道路
管理主体	NEXCO西日本	山梨県道路公社	神奈川県道路公社
延長	6.4Km	24.1Km	4.5Km
料金 (普通車)	150円	1,000円	200円
維持管理有料期間	S48.11.14～H37.9.30 (民営化後20年間)	H17.6.7～H37.9.30 (20年間)	H20.9.4～H40.9.3 (20年間)